

公共施設の緑化の推進に関する手続要綱 新旧対照表

旧	新（案）
(趣旨) 第1条 略	(趣旨) 第1条 略
(定義) 第2条 略	(定義) 第2条 略
(公共緑化等推進計画に関する協議) 第3条 敷地面積が500平方メートル以上である公共建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する建築物並びに同条第6項及び第7項の許可を受けた建築物を除く。）を建築しようとする者（建築物の新築又は増築において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出する者をいう。）及び公共建築物の緑化の認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。	(公共緑化等推進計画に関する協議) 第3条 敷地面積が500平方メートル以上である公共建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する建築物並びに同条第6項及び第7項の許可を受けた建築物を除く。）を建築しようとする者（建築物の新築又は増築において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する建築物の建築等に関する確認の申請書又は同法第18条第2項に規定する建築物の建築等に関する計画の通知書を提出する者をいう。）及び公共建築物の緑化の認定を受けようとする者は、あらかじめ、当該建築物の敷地内における緑化及び既存の樹木の保存の推進に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。
2 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする者には、適用しない。 (1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日 (2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）別表第12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に掲げる	2 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物において、当該各号に定める日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内で増築しようとする者には、適用しない。 (1) 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物 当該緑化地域に関する都市計画が定められた日 (2) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）別表第12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に掲げる

<p>地区整備計画をいう。)において、当該区域を2以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。)内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日</p>	<p>地区整備計画をいう。)において、当該区域を2以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。)内にその敷地が含まれる建築物 同条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日</p>
<p>3 第1項の計画は、条例第4条の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>3 第1項の計画は、条例第4条の基準に適合するものでなければならない。</p>
<p>(公共緑化協議の申出) 第4条 略</p>	<p>(公共緑化協議の申出) 第4条 略</p>
<p>(公共緑化協議の成立) 第5条 略</p>	<p>(公共緑化協議の成立) 第5条 略</p>
<p>(公共緑化協議の取下げ及び取りやめの届出) 第6条 略</p>	<p>(公共緑化協議の取下げ及び取りやめの届出) 第6条 略</p>
<p>(公共緑化協議の取下げ及び取りやめの届出) 第7条 略</p>	<p>(公共緑化協議の取下げ及び取りやめの届出) 第7条 略</p>
<p>(手続のみなし規定) 第8条 略</p>	<p>(手続のみなし規定) 第8条 略</p>
<p>附 則 この要綱は、平成21年4月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。 (施行期日) 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議について</p>	<p>附 則 この要綱は、平成21年4月3日から施行する。 附 則 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。 (施行期日) 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱第4条第1項の規定により申出が行われた同要綱第3条第1項の規定による協議について</p>

<p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p> <p>3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年12月20日から施行する。</p> <p>別表1、2 略</p> <p>第1～5号様式 略</p>	<p>2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の公共施設の緑化の推進に関する手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。</p> <p>3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年5月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年12月20日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p> <p>別表1、2 略</p> <p>第1～5号様式 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------